

令和8年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和8年3月12日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和8年3月12日（午前9時00分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	産業振興課長	森井 裕
参 事 兼 総 務 課 長	山下 喜市	環境水道課長	西田 健
施設管理室長	岡谷 吉浩	建 設 課 長	阪口 昇吾
みらい安心課長	作野 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	山北 早苗	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	福谷 千鶴	教育委員会事務局長	井口 由子

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	迫本 晃	書 記	山下 雅輝
書 記	西村 美紀	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第33号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第33号）
- 追加日程第1 追加提出議案の上程（議案第34号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第34号）
- 追加日程第3 質疑（議案第34号）
- 追加日程第4 常任委員会付託（議案第34号）
- 追加日程第5 討論（議案第34号）

- 追加日程第 6 採決（議案第34号）
- 追加日程第 7 議員提出議案の上程（発議第 1 号）
- 追加日程第 8 提案理由の説明（発議第 1 号）
- 追加日程第 9 質疑（発議第 1 号）
- 追加日程第10 討論（発議第 1 号）
- 追加日程第11 採決（発議第 1 号）
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第 1 号 令和 8 年度 度会町一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 8 年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 8 年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 8 年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 8 年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第 6 号 令和 7 年度 度会町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 7 号 令和 7 年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 号 令和 7 年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 9 号 令和 7 年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第10号 令和 7 年度 度会町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第11号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 度会町職員の旅費に関する条例について
- 議案第13号 度会町職員の降給に関する条例について
- 議案第14号 度会町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び費用弁償に関する条例について
- 議案第15号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第18号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度 度会町一般会計補正予算（第 6 号））

- 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度 度会町一般会計補正予算（第7号））
- 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度 度会町水道事業会計補正予算（第3号））
- 議案第23号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第24号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第25号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第26号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第28号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第29号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第30号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第31号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第32号 第7次度会町総合計画基本構想の変更について
- 議案第33号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第34号 令和7年度 度会町一般会計補正予算（第9号）
- 発議第1号 専決処分事項の指定について

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和8年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

それでは、6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 過日、議長に一般質問を通告した貞森でございます。

私は、二点について質問をいたします。

まず、一点目ですけれども、年末に物価高騰対策として、地域振興券、商品券を配

るっていうことを議員懇談会でも伺いました。これは、もう非常に迅速でね、どこ
の地域より早うそれを決めたっちゃうのは、私は、度会町立派だったと思います。
まだ今頃になって、いろいろ決めとるところもあるぐらいですからね。

ただ、それについて私の希望を申し上げます。できたらこうしてほしいという、
そういうのでございます。

まず、こうしてほしいっていうのはね、もう現金給付にしてくれへんかというん
です。近所の人らと話しとったのは、先生あれ現金でくれへんのかと。いやいや、
地域元気にするためにということで、振興券にしとんやと。買うところあらへんっ
てなってくるんですね。私は南島線沿いに住んでいますけども、南島線沿いでもう
個人の商店は非常に少なくなりました。ですから、やむを得ずもう外で買わなけれ
ばならないというのは、いくつかあるんですね。そういう状況ですので、現金給付
にしてもらいたいと。

その過程で、そこにも書かせていただきましたように、この地域振興券は、町内
の業者で印刷してるんですかっていうのと。発行費はいくらぐらいかかるんですか
っていうのと。それから郵送費はどのぐらいかかるんかと。それから500円券で使
い勝手のよいようにしてもらえないかと。そんなようなことを、私は地域の皆さん
から言われましたもんで、それは私もそう思うなというので質問をさせてもらいま
す。

そこで、その先ほど言いました発行業者の話やら、発行費やら、郵送費やら、
500円券のことについて質問をしますので、御答弁願いますと。これが最初の段階
です。よろしくお願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

物価高騰対策として現金給付による支援でございますが、議員御指摘のとおり、
町民の皆様の利便性という観点からは、使途が自由な現金給付が最も喜ばれること
は十分に承知をしております。

私も、一番初めは現金で配ったほうが経費もかからないのでええんとちゃうかと
いうことで、職員に指示をしたんですが、国の重点支援地方交付金の使途について
確認をいたしました。本町への交付限度額である1億2,998万2,000円のうち、現金
給付に充当が認められるのは、食料品特別加算枠3,028万7,000円の範囲という決ま
りがございました。この金額で全町民への現金給付を行った場合、1人当たり
4,000円程度に限られることになりますので、それでは少ないやろうということで
ございましたので、地域振興商品券であれば、経費を除いた全額を充当可能であり、
物価高騰に直面する町民の皆様に大きな額で支援を行うことが可能であるため、そ

の決定をしたわけでございます。

迅速な支援とですね、町内の消費喚起並びに地域経済の活性化の両立を図るための最善策として、より経済波及効果の高い地域振興商品券の発行を選択をし、いち早くお手元に届けられるよう進めてきたところであります。

合わせて、この1月の中頃に、皆さんに届けられたのはですね、まずは、議会の皆さんの協力があったこと。そして、商工会や、また郵便局、また全職員による協力があったことをお伝えをしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、森井産業振興課長。

○産業振興課長（森井 裕） 私の方からは、事務経費等の詳細につきまして説明させていただきます。

まず、一点目の地域振興商品券の印刷会社と二点目の印刷費用につきましては、町外の印刷会社に発注しておりまして、印刷費用は税込みで165万円でございます。

次に、三点目の郵送費用につきましては、郵便局の簡易書留により世帯主宛てに郵送しており、郵送費用は約140万円でございます。

なお、郵送費用につきましては、宛先不明など差戻しとなった世帯もありますので、現在も個別に再配達に対応をしておりますので、現時点での支出額であり、最終的な実績額とは異なります。

最後に、四点目の500円券の発行につきましては、以前、貞森議員さんから御意見をいただいているところではございますけれども、今回町民1人につき1万5,000円分、1,000円券で15枚つづりの地域振興商品券を配布しましたので、印刷枚数は約11万枚でした。仮に、同じ金額分を500円券で発行した場合、2倍の約22万枚となり、印刷費の増加や郵送費、また換金作業にかかる人件費が増大することから、経費を抑えて、その分をできる限り町民の皆様へ還元できるよう、1,000円券とする選択に至った次第でございます。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） ありがとうございます。町長の言われた現金で配れるのはこんな範囲だというのは、こんなの私知りませんでしたからな。よそも7,000円の券、7,000円現金で配ったり何やしとるので、何やっとなるんやと思ったんですけどな。度会町は1万5,000円配つとるやないかと。1万5,000円に相当する分ぐらい配らんかいと、私らも隣の自治体なんか見とって思うんですが、そういう限度額のことには知りませんでしたので、謝ります。1万5,000円でええんです。

それから、500円券のことですけども、500円券は使い勝手がいいというので、ほかの地域でもやっていたことがあるんです。前回やってて、今回はちょっと違うところもあるんですけども。私がある地域で食事をしに行くんです。そうするとね、

農協か何かのバスで何人かが来てね、御飯一膳、飯取って食べるんですが、おばあちゃんらはね、600円か700円しか食わないんですね。そうすると500円券と200円出すと、これええなと。度会町もこうしたら使い勝手がいいんじゃないか。

ただ、食べに行くところそないありませんけどね。500円でマイクロバスで行くようなところないか分かりませんが。そう思ったもんで、500円券にしたらええなと思ったんですけど。今の印刷代のことを聞いたら、もう500円券よろしいわと、1,000円でよろしいわと、こう思いました。課長ありがとうございました。

そんなことで、私がこうしたらええやないかと思つた、限度やそなんを知りませんでしたから、使い勝手のええ町民側の立場だけで考えとつたんですが、そういういろんなことを教えていただきましたので、今のままでやっていただいて結構だと、こんなふうが一番については思います。ありがとうございました。

次、二番目について質問させてもうてよろしいか。はい。

それでは、二番目ですが、太陽光パネルですね。これのことについて、私は、町と業者や個人とどういう約束でこんなもの始めておるんかというので、自然エネルギーというのは確かにね、いいもんです。クリーンですからね。水力発電みたいな、そういう昔のようなクリーンの発電はもう今やっていませんからね、あんまり。ダム作つてという、そなんはもうやっていませんから、これはこれでクリーンのエネルギーがええと思うんですけど。山の景色を変えたとかね、太陽光パネルのために植木鉢を伏せたような山作つてしもうたり、あんな私ね、もう考えものだと思うんです。お金にはなりますけどね。それで役場がこういうことをしてもうたら困るとか、そういう条件つけてやっとなるんやと思うんですが。太陽光パネルについては、この間、大きな新聞の社説の中に、これこのままでええんだらうかというパネルのことを書いた論説、社説がありました。

その社説の新聞を持ってきた人がおりまして、これこんなこと書いてあるけど、度会町ええのと。この間ちょっと停電が長い時間ありました。度会町ええな、電気くれるんやろと。そんなことあるかいなと。度会町で風力やら、あんなやっとなるけど、個人には何も来てないよと。あれな、町の金もうけかいっていうもんで、多分そうじゃないんですかって、私、言うたんですけどね。よそから見たら、あんなだけ度会町、風力と太陽光やっとなら、停電したとき楽やろうっていうような、そんな発想になるんです。

そういう意味で、いらん話ですが、その20年の経過があつた後で、あのパネルが、度会町ようけあれしていますね。あのとき、あれが産業廃棄物にならないんだらうかと。それからよそのところでね、ほかの自治体で、風で太陽光がめくれたところがあるそうです。あれ直してくれ言うたら、いや、この今、業者俺知らんのやと。設置させとる人がね、そう言うつたという話を、私は聞いただけで、現場見て、

本人に聞いてませんで間違うとるか分かりませんが。そんなふうにして、何かもう設置したときの約束した人と、次の人とは変わっていったりしてね。そういうことは絶対ないように、町はしてくれるんだらうなという質問で。最後の廃棄物の処理についてはね、度会町はこういう処理してと、こんなことは言いませんけど。それどっさり廃棄物が残ってきたときに、どうなんだらうというので、私はそこへ書きました。

自然エネルギーの発電は、原子力やとか石炭、火力なんかに比べたら、確かに優しいクリーンなエネルギーだと思いますが、20数年後のこのパネルの行く先は、ただの産業廃棄物になって、処理が困るようなことになるんじゃないだろうかと。福島原子力発電所の事故以来ですね、今もまだ地元へ戻れない人がおる。そういう地域があるそうですが、そんなんで、それ以来、太陽光は非常に流行りました。それで太陽光やからええんやろうと、きれいなエネルギーでね。それでうちもちよつと電気代助かるという、確かにそういうのはあるんだと思いますけど、町としては、設置から廃棄までしっかりと監視をしてほしいんですと。そういうことで、現状や今後の課題、それから町としての方針なんかを、どういう約束でやって、最後に持ち主が分からないというようなことのないように、ちゃんとしてくれるんだらうなという心配がありましたので、質問させていただきます。お願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、太陽光発電設備につきましては、太陽光パネルの製品寿命が約25年から30年であり、2040年頃から廃棄物の増加が見込まれ、その適正な処理やリサイクルは、環境保全及び地域住民の安全・安心の観点から、極めて重要な課題であると認識をしております。

現在、太陽光パネルの処分については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として適正に処理されることとなっており、また、国を挙げてリサイクル技術の開発や産業廃棄物処分業者によるリサイクル施設の整備が進められ、ガラスや金属などの有用な資源として再利用する資源循環の流れが加速をしております。

しかしながら、現時点で太陽光パネルの廃棄処分を市町村が独自に定める権限は、原則としてありません。つまりは、事業者や個人が設置している太陽光パネルが、管理もされず、発電もしない廃棄状態になっていたとしても、残念ながら、その撤去を求める権限がないということであります。

度会町としては、発電所の規模にかかわらず、必要に応じて関係機関と情報共有するなど、適正な処理やリサイクルが進むよう取り組んでまいり所存であります。

次に、メガソーラーでの取決めについてでございますが、令和元年12月議会でも同様の質問をいただいておりますが、改めてお答えしますと、町と事業者である宮

リバー度会ソーラーパークと地元4地区の三者間で環境保全等協定書を締結しており、災害・健康被害発生時の事業者責務、事業終了後の施設撤去・緑化、事業譲渡時の協定継続などを規定をしております。また、事業終了後の土地利用について、事前協議を求める覚書も締結をしております。

町といたしましては、国の法令等に基づき、県や関係機関と連携しながら、事業者への適正管理・確実な撤去処分 of 周知・指導に努めてまいります。

以上、貞森議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 今回の答弁のとおりで、私も度会町はそういう下手な約束はしてないだろうなと思うんですけど。

ただね、20年も30年もたったら、私らもうこの世におりませんけども、そのときに産業廃棄物としてどっと積まれるようなことのないようにだけ、お願いしたいと思うんです。

原子力と一緒にね、最後にはこうするんだという目標はあるんですけども、結果としては、今、原子力もなくなっていませんね。地下800メートルに埋めるという、うち埋めてくださいっちゃん人もおりません。それで、そういう候補になったら金出すでとって、金で釣っていますけど、乗っていくところは少ないです。どこか離島のほうでこの間ありましたけどね。南の方の島で、俺とこいけてもええぞという、そういう候補になりそうなところはあったんですが。青森のあれも中間処理場みたいなことになっていますしね。将来考えるつもりで、そのうちできるだろうと思ってやってきたのが原子力です。そうすると、この産業廃棄物になる太陽光も、適切に処理されることになっていますという町長の話でした。確かにそうなるんだと思いますけど、今のところはなっていないやないかというのは、新聞の論説でしたもので、社説でしたもので、私もこのことは言うてくれた人に、議会で言うて、町長に答弁してもらった。

ただ、町の責任は一切ありませんよと、これは。町長はそういうことのないように努力しようという、そういう答弁しか引き出せませんよと言うて。言うてあるんですけども、それ以上のことは町長にも期待いたしません。お願いもいたしません。

ただ、産業廃棄物として、度会町内に積み込まれるようなことのないようにだけ、今後お願いしたいと思います。

以上です。これで私の二点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、1番 山北佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番（山北 佳宏） 1番議員の山北佳宏です。議長の許可をいただきましたので、私は、ため池の維持管理について質問をさせていただきます。

町内には、農業用のため池が各地に点在しておりまして、これを利用します各区につきましては、毎年、池の法面等の草刈りや点検を行ってみえると思います。

町においても、各区に対しまして、ため池の維持管理の励行を促すとともに、専門業者水土里ネットに依頼して、毎年度数箇所のため池の現地調査を行うなど、保全管理に努めてみえます。

令和3年度には、ため池も含んだハザードマップを各家庭に配布され、安全管理対策にも尽力をいただいています。農業用水のため池につきましては、本町の基幹産業である水稻栽培を支える重要な施設であり、今後も継続して保存していくことが必要だと思っております。

また、近年、国内では火災の発生件数が増加し、大規模な山林火災が発生した地域もあります。空中からの消火活動において、ため池は取水地点として活用できる重要な施設です。度会町は、山林面積が町の8割を占める地理的条件のため、山林火災の発生が常に懸念されており、池の立地条件にもよりますが、ため池の水量の確保は必要不可欠だと考えます。

しかしながら、各区におけるため池の管理状況については、年々、農業の従事者の高齢化や離農により、維持管理を担ってきた方々が減少傾向にあります。万一、改修工事が必要となった場合に、通常工事費の50%が補助対象となると思いますが、今後ため池利用者が減少していく中で、残りの50%を負担していくことを、非常に不安に感じている利用者も少なくありません。

以上、ため池は、農業用水の水量の確保や火災発生時の防火用水として重要な役割を有していると思います。つきましては、ため池維持管理の予算の確保策や南海トラフ地震等への防災対策も含め、町の方針を伺います。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、ため池は町の農業を支える重要な施設ですが、大きな改修を実施する際は費用が高額になることもあり、減少傾向にある農業従事者の方々が金銭負担等の不安を感じられていることは、深く受け止めております。

ため池の小規模な修繕工事等は町単費の50%補助金、環境施設整備事業補助金を活用した地元主体での工事を、まず検討していただくことになります。また、大規模改修や災害復旧の場合は、負担軽減のため、国や全国土地改良事業団体連合会の補助事業を検討します。

なお、決壊時の被害が大きいと予想される防災重点ため池において、過去に実施した劣化状況評価に基づき、国の防災重点農業用ため池緊急整備事業を活用して、

順次工事を行う予定でございます。

本事業は、国のガイドラインに従い、地元負担金は徴収しない方針でございます。

一方、御指摘の林野火災対応も同様に、安全な農業用ため池があつてのことであり、大規模な林野火災の発災時には、消火活動の重要な給水ポイントとなります。

度会町においては、伊勢市消防本部管内での防災ヘリコプターの自給水可能水利として、大野木池をはじめとする10の農業用ため池が指定をされております。直近では、年始に発生した日向地区での火災において、出動には至らず事なきを得ましたが、駒ヶ野地内の幸路池で給水するべく、準備態勢を整えたこともございました。

こういった観点から、最小の地元負担で最大の効果となるよう、最適な事業を選定しつつ、施設の保全や長寿命化、防災対策に全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。今、答弁をいただいて、ため池に関します工事の費用の負担、また、防火用水として非常に重要な拠点であるという、インフラとしての認識も頂戴しました。よく理解できました。

本当に、その場になってみないと、なかなか補助率の問題とか、様々な皆さんが携わっていく中で、まだまだ課題はあろうかと思えますけども。もし、これから維持管理をしていく中で、私自身感じているのは、先日、平生の池がですね、水漏れが発生して、水土里ネットにお世話になって、底樋まで確認をしていただいて、今のところ異常はないというようなことをいただきました。

それと同時に、たまたま平生の池が点検の年であるというのを伺って、それも立会いさせていただいたところですけども、この周期については10年以上ぐらいあるというふうな感覚があるというふうに聞きましたんで、これを安全管理の意味から、3年から5年の一定期間で、そのため池の各点検が周期的に終わるようなことも、一つ御検討いただきながら、利用者が安心して利用できるような維持管理対策をお願いできればと思います。

これをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大西徹議員。

《2番 大西 徹 議員》

○2番（大西 徹） 若宮議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。2番議員の大西徹です。

町長さんは、来月から、度会診療所開院に向けて、現在急ピッチで旧森本医院さんの土地に準備を進めてくれておられます。我々も、この会期中、昨日になります

が、視察を実施させていただきました。

町内においてできるだけ早くの治療、診察を受けることは、町民の方々をはじめ、隣接する近隣市町の方々にとりましても、ありがたい取り組みであると感謝しております。

さて、その一方で、人口減少等の影響から、当町におきまして、二校の学び舎が、あと数年で閉校することとなりました。南伊勢高校度会校舎では、令和10年度入学者選抜から募集を停止し、度会特別支援学校も閉校となり、玉城町にあります支援学校玉城わかば学園と、松阪市にありますあゆみ特別支援学校へ編入することが決まっております。

南伊勢高校度会校舎に関しましては、新聞報道等からも志願状況が発表されておりますが、全校で最も倍率が低い状況となっております。

度会特別支援学校でも、保護者の方から、通学のことや編入先でうまく馴染めるか不安であるとの声も耳にしております。

三重県教育委員会が主体となって、募集停止、また閉校として進めた結果に疑問がないわけではありませんが、在校生、そして志願されて合格された新入生を卒業まで大切に育てますと、現在の度会校舎の校長先生もおっしゃっていることは、非常にありがたく、心強く思っております。

そして、そこに町としても変わらない支援、度会小・中学校との交流も、最後まで継続されていくことを切に願います。

決定事項を受け止めて、両校の今後の在り方について様々な問合せも町民の方々から、また、町外の子育てをする我々の年代からもいただいています。維持費等の様々な問題が出てくることは承知しておりますが、両校舎、体育館、武道場またはグラウンドについて、県から払下げを受けて、町有施設としての利用等、具体的なビジョンや方針をお示しください。お願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員さんの質問に対し、県教育委員会の方向性及び県有財産の手続きに関して、また、小・中学校との交流や町の財政支援も含め、専門的分野を含みますので、初めに、教育長からお答えをさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、私の方から、南伊勢高等学校度会校舎につきまして、議会の皆様にも存続につきまして大変御尽力をいただきましたが、御承知のとおり、令和10年度入学者選抜から募集停止となることが、県にて決定いたしましたので、令和12年3月をもって閉校、また、度会特別支援学校については、令和9年度末をもって、全校生徒が他校へ移ると聞き及んでおります。

町としては、大変残念なことですが、大西議員さんもおっしゃられたように、二

つの学校が存続する限りは、両校に在籍する生徒と小・中学校の児童・生徒との交流学習や度会校舎への財政的な支援や地域交流など、今後もできる限り行っていきたいと考えております。

次に、県有財産である二校の閉校に伴う手続きにつきまして、三重県に尋ねましたところ、県有財産利活用方針にのっとり、手続きを行うということでございました。跡地になってからの未利用財産については、まず、所管部局である県の教育委員会事務局内で利活用が検討されます。そこで、利活用の方針がなければ、次に、県の他の部局での利活用が検討されます。他の部局でも利活用案がない場合に、財産所在市町に、つまり度会町に利活用の意向を問い合わせる手順でございました。

すなわち、二つの県立学校については、県での利活用がない場合に、度会町に利活用の照会がなされるといった流れになっております。県有財産利活用の一般的な手続きにつきましては、以上でございます。

私からの大西議員さんの質問についての内容でございます。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） ただいま、教育長からお答えをさせていただいたとおりですね、現段階において、町として取得や利活用の意向を表明をする時期ではないと考えております。

町といたしましても、まずは、現在保有している公共施設の統廃合や適正配置をどのように進めていくかという課題があります。そうした町全体の計画と整合性を十分に図った上で、必要性の有無を含め、総合的に考えてまいる所存であります。

以上、大西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、大西徹議員。

○2番（大西 徹） まず、今できること、取り組まなければならないこと、これには両校長先生ともにやることは何も変わらないと、目の前の生徒とともに教育を進めていくと、委員会や役員会等でも強くおっしゃって给我いました。

先日、町長さんも1日に約200名の生徒、教員、学校関係者の出入りもなくなってしまうというふうに述べられましたが、そういった事実は、事実として受け止めて、その後の活用方法も、今から少しずつ進めていかなければならないのかなというふうにも思いました。

両校に、私も何度かお邪魔させていただきました。グラウンドや体育館などは、まだまだ利用することができます。そして、当町の強みを生かすという観点からは、宮リバー度会パークを拠点として、イベントや宿泊施設に利用できないか、ほかにも様々な利用の実現には、やはり町だけでは、町の力だけでは足りないのかなというふうにも思います。

ですから、町長さんの行動力で、周辺の地域や企業をうまく巻き込みながら、連携して取り組みを進めていただけますよう期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若宮 淳也） これで、一般質問を終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 濱岡裕之議員。

○予算決算常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第1号 令和8年度度会町一般会計予算、議案第6号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第8号）、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第6号））、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第7号））、以上、4議案について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 登喜三雄議員。

○総務住民常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第2号 令和8年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和8年度度会町介護保険特別会計予算、議案第4号 令和8年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第9号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第12号 度会町職員の旅費に関する条例について、議案第13号 度会町職員の降給に関する条例について、議案第15号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16

号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第19号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第23号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第24号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第29号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第32号 第7次度会町総合計画基本構想の変更について、議案第33号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて、以上、23議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長（大西 徹） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第5号 令和8年度度会町水道事業会計予算、議案第10号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第14号 度会町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び費用弁償に関する条例について、議案第18号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第3号））、議案第31号 町道路線の認定及び変更について、以上、6議案について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決・承認すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

○議長(若宮 淳也) 暫時、休憩いたします。

(9時48分休憩)

(10時10分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論(議案第1号～議案第33号)

日程第3 これより、討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第33号までを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第33号までの討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第1号～議案第33号)

日程第4 これより、お手元に配付いたしております提出議案書の議案第1号から議案第33号までを採決いたします。

議案第1号 令和8年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和8年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和8年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案

に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和8年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和8年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛
成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第8号）に対し、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第
3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第4号）に

対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに
対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町職員の旅費に関する条例についてに
対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町職員の降給に関する条例についてに
対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び
費用弁償に関する条例についてに
対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第14号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例についてに
対し、原案に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例についてに
対し、原案に賛成の方の挙手
を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第6号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第20号は、承認されました。

続きまして、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第7号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第21号は、承認されました。

続きまして、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第3号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第22号は、承認されました。

続きまして、議案第23号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第23号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第24号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第25号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第27号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第28号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第29号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第30号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第30号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第31号 町道路線の認定及び変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第31号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号 第7次度会町総合計画基本構想の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第32号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第33号は、原案どおり可決されました。

○議長（若宮 淳也） 暫時、休憩いたします。

(10時21分休憩)

(10時22分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第34号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第9号）を日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎追加提出議案の上程（議案第34号）

追加日程第1 議案第34号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第34号）

追加日程第2 それでは、議案第34号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第9号）に対して、提案者、中村町長より提案理由の説明を求めます。

はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第34号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本補正予算は、障害福祉費において、対象者や利用者の増減による精査を行いましたところ、見込額に不足が生じたので、歳入歳出予算を調整した上で1,500万円を追加し、補正後の予算総額を57億9,738万4,000円といたすものでございます。歳入6ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金において750万円を、款15県支出金、項1県負担金において375万円を計上し、合わせて、その財源措置として、款18繰入金、項2基金繰入金、節1財政調整基金繰入金に375万円を計上し、財源調整を施しております。

歳出7ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害福祉費、節19扶助費、共同生活援助事業費に446万円を、児童発達支援事業費に730万円など、合わせて1,500万円を追加し、障害福祉の充実に努めるものでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第34号）

追加日程第3 これより、議案第34号に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第34号に対する質疑を打ち切ります。

◎常任委員会付託（議案第34号）

追加日程第4 お諮りいたします。

議案第34号については、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第34号）

追加日程第5 これより、討論を行います。

議案第34号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

議案第34号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(議案第34号)

追加日程第6 これより、議案第34号を採決いたします。

議案第34号 令和7年度度会町一般会計補正予算(第9号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第34号は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

(10時28分休憩)

(10時29分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、提出されました発議第1号 専決処分事項の指定についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程(発議第1号)

追加日程第7 発議第1号 専決処分事項の指定についてを議題といたします。

◎提案理由の説明(発議第1号)

追加日程第8 それでは、発議第1号 専決処分事項の指定についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

8番 登喜三雄議員。

○ 8 番（登 喜三雄） 発議第 1 号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 12 日 提出

提出者 度会町議会 議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会 議員 山北 佳宏

同じく 大野 原徳

同じく 濱岡 裕之

同じく 中森 慰

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1 令和 7 年度庁舎脱炭素化推進事業

度会町役場庁舎等空調・照明設備変更工事

契約金額の10%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て、契約を締結した令和 7 年度庁舎脱炭素化推進事業、度会町役場庁舎等空調・照明設備変更工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第 1 項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第 1 号）

追加日程第 9 これより、発議第 1 号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

発議第 1 号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第 1 号）

追加日程第10 これより、討論を行います。

発議第 1 号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。
発議第1号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（発議第1号）

追加日程第11 これより、発議第1号を採決いたします。

発議第1号 専決処分事項の指定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求め
ます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。
よって、発議第1号は、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。
お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度
会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませ
んか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。
よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたし
ました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしま
したので、令和8年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

（10時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員